

第二節 秋元三代

寛永九年(三三)正月、大御所徳川秀忠が死去し、いよいよ三代將軍家光は一本立ちすることとなった。家光は、將軍の力を示すが如く、手つかずであった九州で、加藤清正の子を改易し、返す刀で、すでに蟄居中であった弟忠長を改易した。連座して鳥居氏も改易され、ここに、秋元氏が登場することとなった。秋元氏は泰朝・富朝・喬知之の三代、約七十年に渡って谷村に在城する。本節は、この譜代大名領であった時期を対象とする。

まず一、泰朝・富朝・喬知には、三代の系譜を抄録した。秋元氏は、長朝の代に徳川氏と関係を持った新参譜代で、子泰朝が徳川家康側近として台頭するのである。採録した系譜中の記事からも、泰朝の活動ぶりが十分にうかがえる。富朝はわずか十五年程度の就封であったためであろうか、喬知が秋元氏の家格をさらに引き上げること。そこで喬知については、「土芥寇讎記」の記事も収録した。その記事から、喬知が老中にまで登りつめていく背景、五代將軍綱吉政権の求めた理想の大名像がうかがえよう。

大名、とくに譜代大名の家臣たちの活動については、なおざりにされているところがあると思われる。そこで、二、家臣たちとして、大名を支える家臣団の構成や活動の一端を知りうる史料を収録した。次いで、市域に残る史料を中心に据えて、領内支配に関係する史料を収録した。ただし、五代將軍綱吉政権の特異な施策である

生類憐令や、同政策と密接にからむ全国規模での鉄砲改めに関係する請書は別にまとめることとし、これを四、生類憐令と鉄砲改めとした。そして、その前に三、領地書上と領内支配として、幕府朱印状などから、まず領地の範囲と要所に置かれた番所の位置を確認し、そして触書などを通じて、支配の在り方を概観することにした。

残念ながら、この時期の役職構成などを端的に示す史料には恵まなかった。それは一つに、谷村在藩の時期が、秋元家内部で役職が体系化されていく時期にあたっていたことが影響しているよう。この時期はまだまだ、支配を展開するにあたって、その必要に応じて職が作り出されていく時期であった。その上で、各職の職掌は明確になっていき、支配の形も確定していくのである。ただし、第二、四項の各史料からは、いわばこの過渡期に、新参譜代大名として、幕府方針の徹底のなかで施策を展開することに腐心している姿が、十分に浮かび上がっている。

なお、寛永十四年(三六)に幕府から上使が領内巡察に派遣されていることは興味深いものがある。この巡察は郡内に限ったものではなく、旧徳川忠長領に対して行われたものではなからうか。上使の中根大隅守は、この時期、幕府から各地へ巡察に派遣されている人物で、家光政権の姿勢もうかがえる。ともかく、秋元氏はその対応に細心の配慮を示し、この機会を捉えて、幕府方針の徹底確認も行っているのである。

一、泰朝・富朝・喬知

二七 秋元家譜(抄)

寛政三年(元)二月

(表紙)

秋元系譜原委私鈔集 全

原委私鈔集説

藤原姓 秋元氏秋元世譜云、先祖、大職冠鎌足(千葉君津市)ノ苗裔藤原氏、宇都宮ノ氏族也

秋元氏ハ宇都宮流派也、宇都宮左衛門次郎泰業ノ頃、上総国周准郡秋元ノ庄ヲ領セシ、故ニ氏トス、人皇八十六代四條院ノ喜禎ノ頃ヨリ、八十八代後深草院ノ宝治ノ頃迄ニ於テ、秋元左衛門次郎泰業入道法名通明ト称ス、是秋元氏ノ始也、一説、泰業鎌倉將軍頼朝ノ頼朝郷ニ任ヘテ、上総国周准郡ノ職ナリ其後宇都宮ト称シ、或ハ秋元ト称ス、久シクシテ終ニ秋元氏ト成ル、近頃朝ノ字ヲ以テ世々ノ通字トス、爪ヲ以テ家ノ紋トス、亦車輪ヲモ用

(中略)

自家督 泰朝 秋元但馬守 幼名牛坊・孫三郎・茂兵衛

至卒去

廿一年

飯塚家系ニ七月

母は心窓院殿、天正十八辰庚寅年於武州深谷郷生、

廿三日ト有、藤

天正十八庚寅年拾一歳ニテ相州小田原城へ人質

藏重久也、後茂

トシテ入、同年七月三日家臣上原氏竊ニ牛坊ヲ負

左衛門ト改

テ小田原城ヲ遁出、文禄三甲午年武州品川駅ニ

於テ始テ 家康公ニ御目見、此時十五歳、井伊兵部少輔執ス、慶長五庚子年九月関ヶ原御陣ニ

供奉ス、慶長七壬寅年部屋住之時、武州足立郡滝

ノ瀬ト上野台ニテ采地五百石賜、慶長八癸卯年

二月十三日從五位下但馬守ニ任ス、慶長十四己

酉年二月廿八日駿府御御用人寄合支配兼、慶

長十九甲寅年江府(江戶)ニテ御小姓組御書院番頭兼、

高二千石ニ成ル、同年大坂冬御陣ニ供奉、此時

御旗本へ 上意ノ御使ヲ承ル、秀頼郷御和談

整、大坂堀埋之、 神祖御婦城御急キ故、泰

朝才覚ヲ以通御之道程堀中ヲ埋立サセ、其道ヲ

一通御見分相濟御婦城、其後大御番頭兼、此時

御加恩有テ高五千石ニ成ル、元和元乙卯年三月

上使トシテ備前国(岡山縣)へ往ク、同年五月大坂御陣供

奉ス、此時モ御旗本へ之上意之御使蒙 台命、

落城後、駿府へ御婦城之事暫御見合御逗留ニテ、

大和路ヨリ木曾路へ御掛リト、泰朝才覚ヲ以テ

諸手へ触流シテ、俄ニ北海道ヲ御婦城有是、太

閤ノ殘党有故也、此才覚ヲ大ニ 御惑有、大坂

ノ諸殘党ヲ探リ索メンカ為、紀州高野山ニ登

ル、同年八月廿三日於駿府格別ノ上意之上、無

之字之蠅打翰ノ御鎗相州住広光 拝領、同年冬駿府御旗

本執事ト成、板倉内膳正重昌・松平右衛門大夫

正綱ト同ク政ヲ承ル、元和二丙辰年四月本多上野介正純・板倉重昌・松平正綱ト同ク 神君御遺命ノ事ヲ承ル、同年 神君之御尊骸ヲ駿州久能山へ奉葬、此ニ供奉ス、元和三丁巳年二月廿一日勅シテ 東照宮大権現ト謚シ奉ル、同年三月九日正一位ヲ贈給フ、同月十五日 神君之御靈櫃ヲ久能山ヨリ日光山へ奉遷、此時供奉之面々、本多上野介正純・土井大炊頭利勝・松平右衛門大夫正綱・板倉内膳正重昌・秋元但馬守泰朝・成瀬隼人正正成・安藤直次・中山信吉・榊原照久等也、同年四月四日至日光山、同月八日御靈櫃ヲ壇塔ニ奉納、御靈櫃川越仙波ニ一日滞留セラル、因テ仙波ニ御靈屋建ト云、元和四戊午年 秀忠公ノ仰ヲ承テ筑後国柳川ニ往ク、夫ヨリ肥前国長崎并五嶋・筑前国福岡城等巡見ス、元和八壬戌年父長朝致仕ノ時、其家督一萬石ニ部屋住ノ五千石、合一萬五千石ヲ賜、元和九癸亥年七月秀忠公御上洛ニ供奉ス、京ヨリ上使トシテ越前国ニ詣リ、宰相忠直郷ノ御内室并仙千代光長郷ヲ俱シテ江戸に帰ル、寛永元申子年上使トシテ大坂ニ詣ル、是ハ御城築成就ニヨリ奉行中へ被下物ヲ言渡ス為ナリ、寛永二乙丑年五月世良田へ御名代之敷命、大光院へ御燈籠獻備

秋元世譜本文ニ云、寛永十八辛巳年同所石之御宝塔之事モ亦承ル、此時モ賜ル品有、寛永十九壬午年秋ヨリ病篤シ、因茲玉虫八右衛門ヲ 上使トシテ三度遣ハサレ、又鍼医ヲ附置セラル此時江府代官町ノ邸也、同冬ヨリ重病ト成終ニ空シ、寛永十八辛巳年 (泰朝) 泰安公仰ヲ奉テ日光山ニ至、御宮奥ノ院御宝塔石ヲ改メ、造立ノ奉行ヲ承ル、其石亦那木山ノ谷ヨリ数人ヲ掛テ引、秋元世譜本文ニ云、寛永元甲子年春將軍家天海大僧正ニ議セラレ、日光山 東照宮ノ旧社ヲ改造立被成候ニ付、泰安公乃松平右衛門太夫正綱總奉行ノ事ヲ承ル、此故ニ泰安公日光山ニ登テ三小屋ヲ定下知有之、或ハ江戸ニ在テ御用ノ事ヲ承ル、郡内旧跡録ニ云、浅野彈正大弼長政府中ニ在テ当城ヲ築ク、其後鳥居土佐守成次、後泰安公ニ之ヲ賜、同書ニ云、都留郡名所也ト云々、後ニ選集千載集ニ出ル所ノ歌ヲ載ス、爰ニ略ス、寛永十九壬午十月廿三日江戸代官町ノ邸ニ於テ卒

銘文鈴木左衛門、寛永三丙寅年八月又々 家光公筆著 林善兵衛、御上洛ニ供奉ス、此時一條へ臨幸ノ御規式ニ、泰朝モ其行莊ニ加ヘラル、寛永五戊辰年四月 家光日光山御社參ニ供奉ス、寛永九壬申年四月亦日光御社參ノ節供奉ス、寛永十癸酉年二月三日甲斐国都留郡羽落郡内谷村ノ城ヲ下シ賜村上谷村ニアリ、城ハ、但シ都留郡一円一萬八千石ニ成千石増トイヘトモ、御加増トハ無之、(徳川秀忠)、此度城地下サル、事ハ 東照宮・台徳院様両 御代ノ旧功ニ付、台徳院様ノ御遺命ナリシト也、都留郡一円川尻肥前守寛永十二乙亥年日光山御宮御造營ノ総監ヲ承、寛永十三丙子年日光山御成ノ時、日光山御造營ノ功ヲ厚ク御賞美ナサレ、唐門ノ内ニテ重キ上意ヲ以御刀備前吉宗作代金三十枚、一説ニ御自佩ノ御太刀ト云、御差ノ御刀ノ方ナルヘシ外ニ黄金百枚賜從御台様白銀三百枚・綿五百把被下、此時甲州都留郡一円ニテ五萬八千石程ノ高ニ相成位ノ所ヲ賜(但本高一萬八千石也、御朱印、御外ニ四萬石ノ御判物ナリ)、此節御用相動候家来七人、於 御前黄金・時服等銘々被下置、御台様ヨリモ綿被下置面々 (陳代高山五兵衛・掛札方右衛門・行司林 善兵衛・勘定方藤谷松左衛門・横目、凡黃付太陽寺四郎右衛門、吟味方大類源五右衛門等ナリ)、金拝領之事ハ、於御当家、三州岡崎・安祥以來ノ御譜代之歴々之外ハ不被下事也、為倍臣拝領ハ此節ニ限ルコトナリ

寛政三年亥年
百五拾回忌
天保十二年丑年
二百回忌

照尊院殿道哲泰安大居士 六拾三歳
南光坊天海僧正照尊院殿ト盛ス、
日光山照尊院ニ有之御位牌、乃
南光坊ノ筆也ト云、御石牌ノ御法
号、殿ノ字ト大ノ字無之、行草筆
也、サホニ笠石無之、
一書ニ御石牌ヲ天海僧正筆ト有之

無之字御鎗由来

伝曰、右御鎗之儀ハ、元和元乙卯年八月廿三日於駿府御拝領、上意之趣ハ、今度中国西国ノ海上等相改候ニ付其方指遣間、能々士民共ヲ初トシテ逆意無之様可申渡候、此鎗ハ予先年三州ヨリ所持之事其方知ル処也、則是ヲ遣シ候間、翰ヲ拵直シ可為持ト厚 上意也、依テ御工夫ヲ以將基頭ニ翰ヲ拵、被入 御覽候処、御機嫌不斜、泰朝公ヲ召テ 御尋ニハ、此形何ゾ存寄有乎トノ 上意、泰朝公御答ニハ、是乃飛車ヲ象テ今度ノ御用筋先へ進ム様ニトノ心ニテ申付候ト被申上ケレハ、感入ルトノ 上意有テ、亦ソレヘ一字ヲ可遣トテ、了(増上寺ノ和尚ナリ)了(和尙ナリ)ヲ召テ無ノ字ヲ可認トテ、了の翰へ記之

泰朝公ヲ召テ則遣之、此字ノ心ハ爾勤功三十六年、予カ老衰迄晝夜怠リ無ク感入、今度ノ改未タ人心別々也、爾来無二之忠勤ヲ抽テ、此鎗一本ニテ人心ヲ一ツニ仕、天下無ノ字ニ通り候様

可仕旨厚御懇之上意、御次ニ並居タル人々、本多佐渡守正信・永井右近太夫直勝両侯袖ヲ引、偕々無類之上意御本望哉ト御歎申サレシト也

右御拝領之詔 泰朝公御自筆ニテ文モ此通ニ被遊ヲ、御側ニテ林善兵衛書留、因テ残ル実記也、御筆ハ明曆大火之節焼失スト云、御鎗寸法別紙

備了和尚ハ天海和尚同様ノ人也大坂ヘモ、或異御供ス、説ニ南無阿弥陀仏ノ御鎗、其一本ヲ御拝領ト云、或ハ戰場ニテ鎗先之御功名有シ時ナト、申ス者多シ、甚非也、是等ノ説ハ詔ヲ不知者ノ説ニテ是非モナシ、依委ク実記也

室名綱幼名小風 松平右衛門太夫正綱養女、実大河内金兵衛秀綱女

寛文元年辛丑年五月十三日卒

宣良院殿釈円誓禪尼 武州江戸浅草 神田山 徳本寺 母儀ノ檀縁ニヨリ右同寺葬

自家督至卒 去十六年

富朝 秋元越中守 朝丸・左衛門・掃部

母は松平正綱養女、慶長十五庚戌年上野国総社ニテ生、元和元乙卯年駿府ニ於テ 家康公ヘ御目見、寛永十癸酉年從五位下越中守ニ任シ、雁ノ間ニ列ス、寛永十九壬午年父泰朝ノ

興榮壽院殿 是ナリ (中略)

寛永十三丙子年二月十日卒 武州芝西ノ久保 法壽院殿真嶽春清大姉 天徳寺中 榮壽院 母公榮壽院ヲ葬シテ一院ヲ建ル 故ニ院ナリ

忠朝 秋元隼人正右馬允 系別ニ在

正朝 秋元主水

実ハ松平右衛門太夫正綱四男也、泰朝假養子トセン、後富朝・忠朝出生ニ付実父方ヘ帰ル、後松平紀伊守ト云

自家督至卒 去五十八年

連魁ノ紋ハ戸田家ノ紋ニシテ元来ハ正親町家ノ紋也、戸田家ハ正親町三條ノ嫡流ト云、然者此紋ヲ用ヒ玉フ事ハ番朝公ヨリ始ル、番求公多ク用ヒ玉ヒシナリ

喬知始番朝 秋元但馬守 其九郎・摂津守

東照宮御玄孫ノ御統前ニ詳、母ハ富朝女、実ハ戸田山城守忠昌嫡男、富朝ノ外孫ナル故ニ養テ嗣トス、慶安二己丑年九月十六日江戸ニテ生、明曆三丁酉年九歳ニテ外祖父富朝ノ養子トナル、同年十一月二日家督一万八千石甲斐国谷村ノ城ヲ領シ、雁ノ間ニ列ス、同月五日家綱公ニ御目見、万治三庚子年十二月廿八日從五位下但馬守ニ任ス、寛文五乙巳年二月三日於日光山 東照宮五十回御忌御法会之節、御宮廻火之番被命、三月廿八日日光山ヘ之御

家督甲州谷村城領知全下賜、寛永廿癸未年上意ヲ奉テ甲府ニ詣ル、是ハ百九代後水尾院帝第八之宮良純親王左遷ニ因テ也 秋元世譜本文ニ云、寛永二十癸未年十二月百八代後陽成院第八宮二品良純法親王甲州ニ左遷ノ時、元白祿命ヲ承テ是ヲ請取守護シテ甲州積翠寺村増福山興因寺ニ奉入、或時郭公ノ啼ケルヲ聞玉ヒテ良純親王、鳴ケハ聞クキケハ都ノ恋シキニ此里過キヨトナン、和漢合運云、寛永二十癸未年八月宮良純左遷、万治三丁亥年 帰洛スト有

慶安元戊子年日光山御成之時 上意ヲ奉テ予参ス、慶安四辛卯年 家綱公始テ日光山御成ノ時モ予参ス、同年 家光公大猷院様薨去ニ依テ日光山ニ詣ル、明曆三丁酉年正月十九日江戸大火、此時代官町第類焼也、因テ密々 命ヲ蒙テ御暇、即江戸ヲ発シテ私領谷村ニ往、是御用心ノ為也

伝ニ曰、明曆ノ大火江戸城回録、元白公命ヲ奉 郡内ニカヘリ警備尤嚴重ニ命セラレ

明曆三丁酉年六月十七日乃於谷村城卒 四拾八歳

清嚴院殿雲山元白大居士 泰安寺

宝永二乙酉年二月廿九日上州総社光嚴寺ヘ改葬

室名長イ蝶 有馬左衛門佐直純女

母は本多美濃守忠政女 東照宮為御養女、慶長十六戊子年八月有馬直純方ヘ從駿府 御入

暇被下、四月三日発足、同月廿二日帰府、翌廿三日登城、同年十二月廿六日改名摂津守 但馬守關老ト成 四年テ也、同年ノ内御婚姻整日、寛文七丁未年四月廿日於日光山 大猷院殿十七回御忌御法会御名代勤御暇発足、延宝二年丹波山村論所相濟見分有テ丹波山御一宿、論所大菩薩ヲ御見、上野原ヘ御一宿、夫ヨリ御帰着 月日不詳、延宝五丁巳年七月三日御奏者番、天和元辛酉年六月廿七日越後宰相光長卿ノ領地没収セラル、ニヨリ、其監使トシテ越後高田ヘ可罷越旨於御前被仰付、七月十二日高田ヘノ御暇被下置、黄金三十枚・時服五・御羽織・御馬一匹拜戴、同十五日発足、同年九月十二日帰着、同十六日御目見、同年十一月廿九日寺社奉行兼役、天和二壬戌年十月十六日御旗本執事、同年十一月二日大下馬後松平因幡守屋敷入替被仰付、同十日移ル、同年十二月廿八日午ノ下刻、駒込大門寺地内ヨリ出火、上屋敷類焼、天和三癸亥年四月七日於日光山 大猷院様三十三回御忌御法事始ニ付 上使可勤旨命ヲ蒙リ、御召羽織拜戴、直ニ発足、同十九日帰府、翌廿日御目見、同年九月十二日於御前永真筆之御絵鑑并唐銅鶴ノ大香炉拜領、

(女子二人の記事 中略)

同十四日戸田忠昌亭へ 御成之節御被仰付、縮緬十卷拜領、貞享二乙丑年十月廿二日再但馬守ニ復ス、同年三月廿八日於殿中堀田筑前守ヲ稻葉石見守指殺、此時喬知公石見守ヲ討留ル、則殿中静マリシトシ、元祿二己巳年二月六日三ノ丸御造作ノ事ヲ承ル、同年十一月廿七日三ノ丸御普請成就ニ因テ 御目見、御刀備前安清ヲ拜領ス、桂昌院様ヨリモ下シ賜ル、縮緬十卷御樽ニ荷御肴三種品多シ、元祿四辛未年二月三日五千石御加恩、下野国都賀郡ニ於テ給ヘル、陣屋ハトチク、元祿五壬申年十二月廿六日於 御前論語等而篇講釋被仰付、御小袖三拜戴、元祿六癸酉年七月廿九日於本所屋敷地五千坪拜領、同年九月廿九日大奥御用牧野備前守跡役被仰付、月番御免、其後願之上月番勤、同年月日不詳 小石川御殿御普請御用掛被命、乃出来ニ因テ十二月廿二日 御成有之被為 召候節、於御同所御称美トシテ呉服五拜戴、元祿七甲戌年三月廿五日戸田山城守忠昌亭へ被為 成候時、其亭ニ候ス、因テ御刀備前盛景ヲ拜戴、同時忠昌・喬知始候ノ面々ノ内へ論語講釋被仰付、綱吉公御講釋ハ湯盤銘曰、終テ絹地へ敬直ノ二字大字ニ被遊御講迄被成下、同時御能之節、喬

郡・同国足利領ヲ除テ川越城付三万石、河州領如元二万石、宝永二乙酉年二月廿二日川越城ヲ先ノ主松平美濃守吉保ヨリ受取之、御目付岡部庄左衛門、御番衆柴田三左衛門、郷方御代官柴田三郎左衛門イニ片野繪左衛門佐野与右衛門等也、同月廿九日谷村泰安寺ニ在ル所ノ長朝・泰朝・富朝ノ三塋ヲ上州総社ノ光嚴寺へ遷ス、長朝公ノ塋ハ素ヨリ光嚴寺ニ在ヘシ、谷村ハ所替ノ時、谷村ハ遷サレテ再総社ヘ移サル、カ

正徳四甲午年八月十四日卒 六拾六歳

八月十五日以上使賜有リ、且御香奠銀二百枚被下但閣老ヘノ通例 上使水野監物

濟川院殿義舟喬知大居士 上州総社光嚴寺

位牌表 濟川院從四位下拾遺補闕兼但州刺史喬知大居士

同 裏 濟川院藤姓秋元氏名喬字長寛法名義舟為江府閣老知川越城六万石

右表裏、俱ニ生前ニ於江府東海寺之僧大心草ス

室名隆イ多津 同氏隼人正二女 一説忠朝二女ニテ富朝養女スト云 喬朝室トス

元祿四辛未年十一月五日卒 四十四歳

遍照院殿清月妙圓大姉 武州江戸 東叡山護国院

妾 家臣河津某女 是武朝ノ母也

享保八癸卯年九月十九日卒

静壺院殿国鑑靈光大姉 武州入間郡川越 長喜院

知へ呉服自然居士声刈ノ仕舞三番被仰付、同年十二月十日品川東海寺御普請皆出来、東海寺本堂棟札ノ写アレトモ、御用掛仰付、同年十二月十日七千石御加恩、河州八上郡ニ於テ賜ル元祿八乙亥年九月四日戸田山城守忠昌亭へ再被為 成候時其亭ニ候ス、依之紅白紗綾一卷拜戴、此時モ經書御講釋有之、同公ノ御仕舞等去テ、元祿十丁丑年七月十日護持院護国寺御造立ノ事ヲ承ル、御用掛被仰付、乃御造立成就ノ時御手自御刀片山代金十五枚ヲ拜戴、元祿十一戌寅年八月三日東叡山根本中堂御普請成就ニ因テ御小脇但州國光ヲ拜戴、御講請御用仰付ラレンハ、代金十五枚 前年七月十日ト云元祿十二己卯年三月九日上野 巖有院様御佛殿出来ニ付時服五拜戴、同年十月六日加判ノ列被 仰付、翌七日二本道具御免、同年十一月十一日御老中招請、同年十二月五日叙四品、元祿十三庚辰年三月六日一万石御加恩、内三千石河石下野足利、同年十月廿八日御加恩ニ付亦御老中招請、同年十二月四日任侍従、元祿十五壬午年四月廿八日倅婚姻之御礼、宝永元甲申年十月九日西丸下阿部豊後守跡へ屋敷替、同年十二月朔日一万石御加恩、河州領ニテ給ヘル、同年十二月廿五日仙波御宮有之ニ依テ、重キ 上意ノ上、武藏国入間郡川越へ所替被 仰付、下野国都賀

三万石外ニ御判物高如前

妾

正徳二壬辰年十月十日卒 武州江戸大塚 高源寺 鏡照院殿天心知月大姉

(後 略)

(東京都 林 友直家文書)

【解説】 本史料は、寛政三年(一七二一)黄鐘(十一月)、秋元家の家臣林成庸が長年に渡って書き留めてきた心覚えをまとめたものである。そのうちから、谷村に在城した泰朝・富朝・喬知の三代の記事について抄録した。また喬知については、川越への転封年代以降は省略した。

さて本書は「原委私鈔集」と題されている。その理由は、成庸自ら記す大意を要約すると、以下のようになる。そもそも本書は、公的な編纂事業によるものでなく、成庸が主家事跡についてまとめた個人的覚書である。その元になった心覚えは、かねてから、秋元家や林家伝来の資料のみならず、旧記の類を検討し、伝聞の類も参考にして書き綴ってきた。この度、それらを集録するにあたっては、捨てがたい異説には「イ」字をかたわらに記し、また「一説」「或説」の語を付し、区別して載せた。さらに自分の考えは「私曰」として記した。抄録中にも、これらの部分が見られる。

このように広く資料を渉し、かつ嚴格に選択して執筆しているため、「原委私鈔集」は貴重な史料となっている。甲州文庫中に、早くとも明治になって成立したと推測される「秋元氏御略系」という史料があるが、同史料には「原委私鈔集」の影響が強く見られ、後年に多くの影響を与えたことがうかがえる。